

Press Release

報道関係者 各位

平成 28 年 4 月 8 日
【照会先】
 雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
 課長 小林 洋子
 均等業務指導室長 高橋 弘子
 均等業務指導室長補佐 中込 左和
 (代表電話) 03(5253)1111 (内線 7840)
 (直通電話) 03(3595)3272

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定届出企業数を取りまとめました！ — 義務企業の届出率は 71.5% —

女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」(※)が平成28年4月1日から全面施行され、常用労働者301人以上の大企業は、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出・公表、③自社の女性の活躍に関する情報公表などが新たに義務づけられています(労働者300人以下の中小企業の場合は努力義務)。

このたび、平成28年4月1日までの一般事業主行動計画を策定した旨の届出の件数を取りまとめました。

本結果を踏まえ、厚生労働省では、今後、常用労働者301人以上の大企業のうち、一般事業主行動計画を策定・届出していない企業に対し、策定・届出を個別に強力に働きかける「ローラー大作戦」を実施し、女性活躍推進法の着実な履行確保を図っていきます。

■全国の一般事業主行動計画策定届出企業数(平成28年4月1日現在)

301人以上企業			300人以下企業
(1)企業数(社)	(2)行動計画届出企業数(社)	(3)届出率(%) (2)÷(1)	(4)行動計画届出企業数(社)
15,472	11,068	71.5	724

■都道府県別の一般事業主行動計画策定届出企業数については別添をご覧ください。

(※) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況

平成28年4月1日現在

	常時雇用労働者301人以上の企業			300人以下企業
	(1)企業数(社)	(2)一般事業主行動計画 届出企業数(社)	(3)届出率(%) ((2)÷(1))	(4)一般事業主行動計画 届出企業数(社)
1 北海道	480	288	60.0	28
2 青森県	115	99	86.1	3
3 岩手県	112	87	77.7	9
4 宮城県	224	149	66.5	17
5 秋田県	82	78	95.1	2
6 山形県	103	85	82.5	0
7 福島県	147	114	77.6	6
8 茨城県	216	163	75.5	12
9 栃木県	150	97	64.7	37
10 群馬県	174	137	78.7	6
11 埼玉県	441	397	90.0	47
12 千葉県	358	267	74.6	23
13 東京都	4434	3417	77.1	112
14 神奈川県	799	469	58.7	36
15 新潟県	258	218	84.5	8
16 富山県	125	94	75.2	21
17 石川県	137	84	61.3	6
18 福井県	71	58	81.7	12
19 山梨県	59	44	74.6	3
20 長野県	221	195	88.2	14
21 岐阜県	190	155	81.6	14
22 静岡県	376	320	85.1	69
23 愛知県	1057	708	67.0	44
24 三重県	148	102	68.9	19
25 滋賀県	105	88	83.8	2
26 京都府	302	202	66.9	16
27 大阪府	1416	735	51.9	20
28 兵庫県	523	376	71.9	17
29 奈良県	75	56	74.7	6
30 和歌山県	59	45	76.3	7
31 鳥取県	42	31	73.8	2
32 島根県	52	45	86.5	6
33 岡山県	211	165	78.2	14
34 広島県	381	196	51.4	16
35 山口県	110	94	85.5	7
36 徳島県	55	48	87.3	3
37 香川県	106	73	68.9	4
38 愛媛県	143	125	87.4	2
39 高知県	56	37	66.1	2
40 福岡県	549	315	57.4	23
41 佐賀県	69	54	78.3	0
42 長崎県	108	90	83.3	4
43 熊本県	144	116	80.6	6
44 大分県	107	99	92.5	2
45 宮崎県	92	74	80.4	5
46 鹿児島県	174	117	67.2	4
47 沖縄県	116	62	53.4	8
合計	15,472	11,068	71.5	724

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要（民間事業主関係部分）

1 基本方針等

- ▶ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ▶ 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定（努力義務）。

2 事業主行動計画等

※①～③について大企業(301人以上):義務/中小企業(300人以下):努力義務

① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

- ☞ 状況把握の基礎項目（省令で規定:必ず把握しなければならないもの）
 - ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率
- ※必要に応じて選択項目（省令で規定）についてさらに把握・分析

② 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表

（指針に即した行動計画を策定・公表（労働者への周知含む））

- ☞ 行動計画の必須記載事項
 - ▶目標（定量的目標） ▶取組内容 ▶実施時期 ▶計画期間

※ 衆議院による修正により、取組実施・目標達成の努力義務が追加

③ 女性の活躍に関する情報公表

- ☞ 情報公表の項目（省令で規定）
女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報（限定列举）から事業主が適切と考えるものを公表

④ 認定制度

- ☞ 認定基準は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、省令で規定

⑤ 履行確保措置

厚生労働大臣（都道府県労働局長）による報告徴収・助言指導・勧告

3 その他（施行期日等）

- ▶地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。
- ▶原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。 ▶10年間の時限立法。

— 行動計画策定指針（告示）—

- ▶ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
 - ▶ 女性の活躍のために解決すべき課題に対応する以下の項目に関する効果的取組等を規定。
 - ▶ 各企業は、これらを参考に自社の課題解決に必要な取組を選択し、行動計画を策定。
 - 女性の積極採用に関する取組
 - 配置・育成・教育訓練に関する取組
 - 継続就業に関する取組
 - 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
 - 女性の積極登用・評価に関する取組
 - 雇用形態や職種の転換に関する取組（パート等から正規雇用へ、一般職から総合職へ等）
 - 女性の再雇用や中途採用に関する取組
 - 性別役割分担意識の見直し等 職場風土改革に関する取組